

令和2年度 環境調査・検査業務技術認定の審査結果について

1. 認定の判定方法及び合否基準

認定の判定方法は「地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所環境調査・検査業務技術認定制度要綱」（以下「要綱」といいます。）第4条（5）に基づき、「日本産業規格 Q17043 適合性評価—技能試験に対する一般要求事項」に準拠する方法により行いました。

令和2年度環境調査・検査業務技術認定においては、提出書類の審査を行い、提出書類が適格であった事業者の分析結果について、両側危険率 5%で Grubbs の棄却検定を行い、外れ値と判定されなかった分析値について、Zスコアの絶対値が3未満である事業者を適格としました。

次に、分析結果の検定で不適格となった分析値（Aとします。）であっても、分析方法がもつ繰返し精度を考慮し、以下の範囲にあれば適格としました。

$$\text{中央値} \times (1 - B / 100) \leq A \leq \text{中央値} \times (1 + B / 100)$$

Bは JIS K0102 又は JIS K0125 に記載された各分析法の繰返し精度、または繰返し分析精度の上限値（%）

2. 審査結果について

審査結果は表1のとおりです。また、項目ごとのヒストグラムは図1のとおりです。参加事業者35事業者のうち、全区分参加事業者数は32事業者、全区分認定事業者数は27事業者でした。

なお、区分3.りん化合物の内、りん酸性りんについては、分析方法により分析結果に系統的な誤差が生じる可能性が考えられたため、審査の対象としませんでした。

表1 審査結果

	区分1. 金属類		区分2. 窒素化合物		
	ひ素	亜鉛	アンモニア性窒素	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	全窒素
報告数	34	34	32	32	32
書類審査適格事業者数	34		30		
外れ値を除いた平均値	0.015	0.15	0.23	0.72	0.99
外れ値を除いた標準偏差	0.00083	0.0082	0.032	0.024	0.051
分析結果適格事業者数	34	34	30	30	29
区分毎の適格事業者数	34		29		

	区分3. りん化合物	区分4. 揮発性有機化合物		区分5. その他
	全りん	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	COD
報告数	34	35	35	33
書類審査適格事業者数	32	34		33
外れ値を除いた平均値	2.6	0.055	0.072	14
外れ値を除いた標準偏差	0.091	0.0063	0.011	0.89
分析結果適格事業者数	32	34	34	33
区分毎の適格事業者数	32	34		33

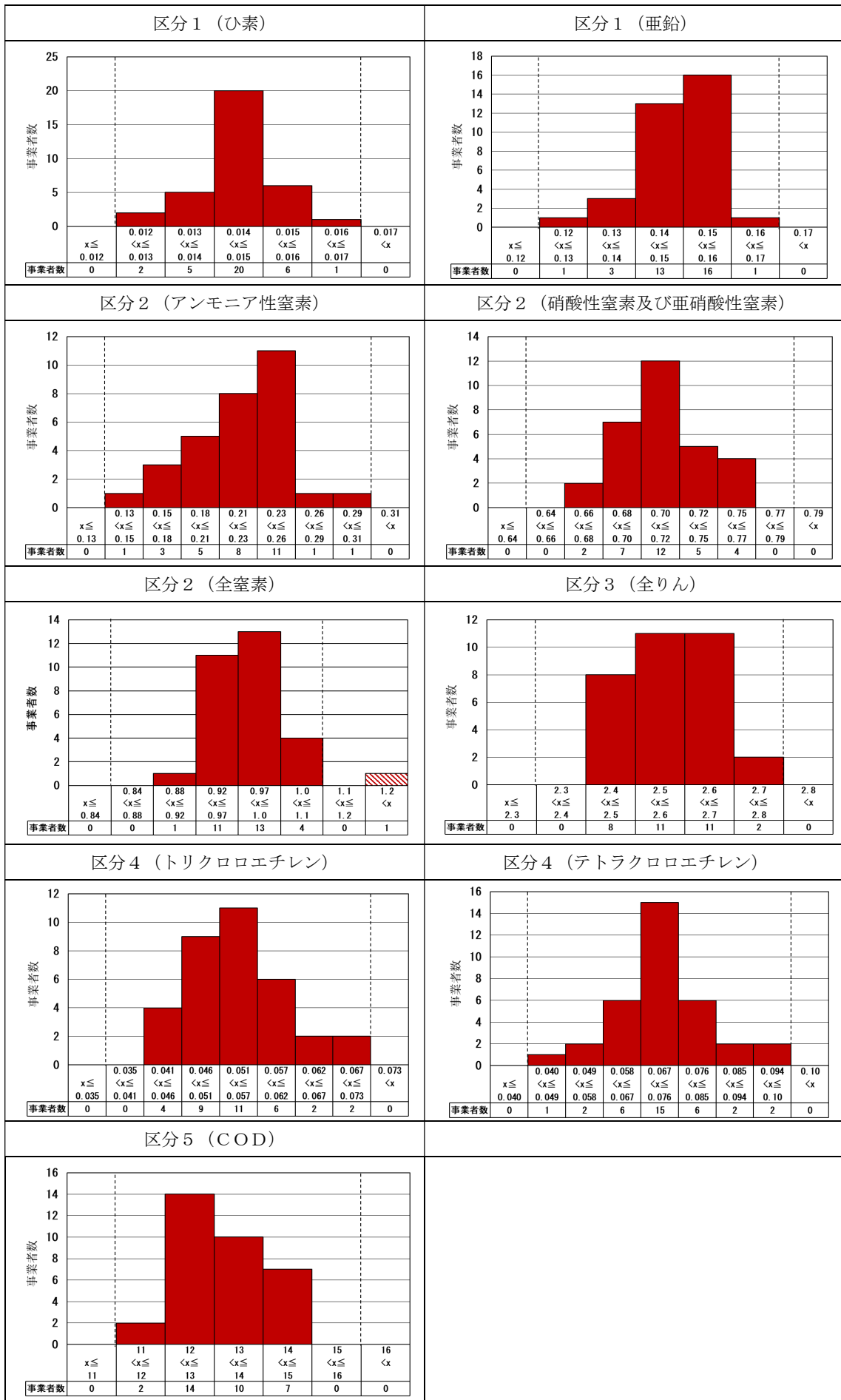


図1 項目ごとのヒストグラム

 : 不適格とした事業者のデータ

※ ヒストグラムには分析結果の検定に供した全ての事業者のデータを示している。